

自衛隊家族会の支援要領について(通達)

昭和 52 年 2 月 3 日

陸幕募第 11 号

改正	平成元年 2 月 10 日陸幕法第 25 号	平成 6 年 5 月 24 日陸幕募第 60 号
	平成 18 年 7 月 28 日陸幕人計第 355 号	平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号
	平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号	平成 24 年 7 月 30 日陸幕募援第 118 号
	平成 28 年 12 月 14 日陸幕募援第 189 号	平成 30 年 3 月 13 日陸幕法第 104 号
	平成 31 年 4 月 19 日陸幕法第 133 号	

陸上総隊司令官

各方面総監

各部隊長

殿

各機関の長

陸 上 幕 僚 長

(例規 23)

自衛隊家族会の支援要領について(通達)

標記について、従来任意団体である自衛隊父兄会の趣旨に鑑み、防衛基盤育成の一環として、その健全な発展に協力してきたところであるが、同会が昭和 51 年 10 月社団法人として認可されたことを契機として、更にその充実発展を期待するため、別紙により支援されたい。

なお、陸幕発 1 第 12 号(36.1.18)「自衛隊父兄会協力要領に関する通達」は、廃止する。

## 自衛隊家族会支援要領

### 1 方針

公益社団法人自衛隊家族会（以下「会」という。）の着実な充実発展に積極的に寄与するため、次の事項について必要な協力支援を行う。

- (1) 隊員及び隊員家族に対する会との連帯感の育成
- (2) 会の地方組織（都道府県ごとに置かれる自衛隊家族会（以下「各県家族会」という。）及び市町村ごとに置かれる地区会をいう。）の充実強化
- (3) 会の行う事業活動

### 2 実施要領

#### (1) 支援の担任

ア 地方協力本部長は、その担当区域に所在する、各県家族会の支援を担当するほか、所在する部隊等の長が、支援を行う場合の窓口となり、連絡調整を行うものとする。

イ 部隊等の長は、地方協力本部長と調整し、必要な支援を実施するものとする。

ウ 地方協力本部長及び部隊等の長は、会及び各県家族会（以下「各県家族会等」という。）に対する支援及び協力のため、連絡担当者を指定するものとする。

#### (2) 隊員及び隊員家族に対する会との連帯感の育成

ア 地方協力本部長は、会の目的及び各県家族会等の事業に関する資料、その他事業活動についての情報等を部隊等の長に提供するほか、必要により会の事業に関連する部隊等の現況等について、各県家族会等に連絡することができる。

イ 部隊等の長は、各県家族会等に関する部内広報を適切に実施し、また、関係行事等の機会を捉え、隊員及び隊員家族と会との連帯感の育成に努めるものとする。

#### (3) 会の地方組織の充実強化

地方協力本部長及び部隊等の長は、各県家族会等が行う、次に掲げる事項について必要な支援を行うものとする。

ア 入隊者の情報の提供

イ 各県家族会等へ入会する会員に対する便宜の供与

ウ 地区会の結成

#### (4) 会の行う事業活動

地方協力本部長及び部隊等の長は、各県家族会等が行う、防衛思想の研究及び普及、自衛隊員の慰問激励等の事業活動について、陸上自衛隊の広報活動に関する達

（陸上自衛隊達第 31-1 号）第 3 章に基づき必要な支援を行うものとする。

### 3 その他

地方協力本部長は、支援を担当する各県家族会の地区会の会員の名簿（様式付紙第

1）及び集計表（様式付紙第 2）を整備しておくものとする。

〇〇家族会 会員（正会員・賛助会員・名誉会員）名簿

令和 年度

一連 番号	地区会名	氏 名	住 所	役職名

規格：A列4番

- 備考： 1 4月1日現在で作成する。
- 2 名簿は、標題の該当するものを○で囲み、正会員・賛助会員及び名誉会員ごとにそれぞれ別葉として作成する。

〇〇家族会会員集計表

令和 年度

一連 番号	地区会名	正会員	賛助会員	名誉会員	計

規格：A列4番

備考：4月1日現在で作成する。